

# 集团的被害回復制度の意義と 諸外国の制度の動向

2017年10月31日

独立行政法人国民生活センター理事長

松本恒雄

# 消費者被害の防止と救済

2

- 消費者被害の防止
  - 消費者の側からの被害回避
    - 消費者教育、啓発、情報提供
  - 事業者の側からの被害抑止
    - 事業者自らの法令順守(コンプライアンス経営)
    - 違法行為の外部からの抑止
      - 外部からの直接的抑止
      - 金銭を支払わせることによる間接的抑止
- 消費者被害の救済
  - 個別被害救済
  - 集団的被害救済

# 消費者庁発足時の宿題

- 消費者庁及び消費者委員会設置法附則6項
  - 「政府は、消費者庁関連3法の施行後3年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」
- ここには3つの課題
  - ① 「加害者の財産の隠匿又は散逸の防止」 → 仮差押え
  - ② 「不当な収益のはく奪」 → 課徴金・集团的被害回復
  - ③ 「被害者の救済」 → 集团的被害回復

# 事業者の違法行為の直接的抑止

4

- 縦割り主務官庁による規制
  - ▣ 行為規制に違反した場合に業務停止命令や業務改善命令(多数の法律)
- 横割り官庁による事後規制
  - ▣ 公正取引委員会による排除措置命令(独占禁止法)
  - ▣ 消費者庁による措置命令(景品表示法)
- すきま事案
  - ▣ 消費者庁による指示・命令(消費者安全法)
- 適格消費者団体による差止め
  - ▣ 消費者契約法、特定商取引法、景品表示法、食品表示法
  - ▣ 行政規制の民営化の側面がある

# 金銭支払いによる間接的抑止

5

- 違法行為を行った事業者<sup>に</sup>金銭を支払わせることの3つの機能
  - 被害救済(compensation)
  - 利益の吐き出し(disgorgement)
  - 制裁(penalty)
  - 3つの機能は一部重複する
- 機能を考える場合のファクター
  - 支払を迫る主体はだれか
  - 金銭の支払先はどこか
  - 支払われる金銭の性質はどのようなものか

# 金銭支払の機能と執行主体のマトリックス

		金 銭 支 払 の 機 能		
		被害救済	利益吐き出し	制裁
執行 主体	被害者	損害賠償請求	不当利得返還請求 原状回復請求	-A-
	消費者団体	集団被害回復	-B-	-C-
	事業者団体 (自主規制)	補償基金	-D-	過怠金
	行政	-E-	課徴金	過料
	検察	没収・追徴され た犯罪収益の返 還 被害者への返	没収、追徴	罰金、科料

# 行政によるイニシアチブ

7

- 「消費者の紛争解決及び救済に関するOECD理事会勧告」では、Eにあたる制度の導入を勧告
  - アメリカでは州の法務長官やFTCによる父権訴訟
  - 日本では、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」のみ
- 行政による違法収益のはく奪としての課徴金
  - 独占禁止法と金融商品取引法にはすでに導入済み
  - 改正景品表示法が2016年4月施行
    - 売上の3%

# 消費者・消費者団体による イニシアティブ

8

- 消費者裁判手続特例法による集団的被害回復
  - ▣ 間接的にはBの空白も埋める
- 懲罰的損害賠償はAやCの空白を埋める
  - ▣ 実損害を超える賠償を日本の裁判所は認めない
- 受け皿としての消費者基金構想
  - ▣ 損害賠償の請求主体と受け皿の分離
    - 実損害 → 被害者
    - 実損害を越える部分 → 消費者基金
  - ▣ 事業者による自発的返還の場合にも使える



# 国民生活センターによる6か国調査

9

- アメリカ
- イギリス
- ドイツ
- フランス
- ブラジル
- 中国

# 日本の集団的被害回復制度の特徴

- 特定適格消費者団体のみが訴訟を起こせる
- 契約被害の損害賠償の対象から、拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料を除外
- 結局、対象となるのは
  - ▣ 本来の金銭支払債務の履行請求
  - ▣ 代金返還請求
  - ▣ 代金減額請求
  - ▣ 修理費用、交換費用、修理中の代替品費用の請求
- 消費者契約法の横出し・拡張の意味
  - ▣ 将来の被害防止のための差止め＋過去の被害の回復